

2017年5月9日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿
文部科学大臣 松野博一 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 柴田智悦

保育所保育指針改定および幼稚園教育要領改定に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2017年3月31日、厚生労働省が正式決定した保育所保育指針の改定および文部科学省が告示した幼稚園教育要領の改定に対し、以下の理由で強く抗議し、早期の見直しを求めます。

1. 抗議の対象とする事実

このたび正式決定された保育所保育指針では、3歳児以上が「保育所内外の行事において国旗に親しむ」「国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しむ」と明記されました。また、幼稚園教育要領では、従来「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」とされていたのに加えて「国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しむ」と明記されました。

2. 「日の丸・君が代」の強制になる

厚労省保育課は「国旗掲揚や国歌斉唱を強制するものではない」、と述べています。また、文科省幼児教育課は「幼稚園児が国歌を全部覚えるまでは想定しないが、何らかの指導で、小学校就学時に国歌を認識できる程度にはなしてほしい」との見方を示しています。

しかしながら、かつて1999年に「国旗国歌法」が成立したときも「強要する立場に立つものではない」と明言されていたにもかかわらず、実際には全国の公立小中高校の卒業式、入学式における君が代斉唱で起立しない教職員が職務命令違反で処分され、特に東京都では2003年10月23日の通達以降、のべ478人の教職員が処分されました。

私どもは、保育所および幼稚園において、再び同じ事態が繰り返されることを危惧します。もしそうなれば、本来力を注がなければならない保育や幼児教育以外のことで心を痛め、満足な働きができない人を作ることになり、福祉および教育がおろそかになりかねません。

3. 基本的人権の侵害になる

日本国憲法は国家に対して、教育内容への介入の抑制を求め、教育の自主性を保障しています。そもそも、「国」とは何かもまだ理解できず、歌詞の意味もわからない幼児に、「わらべうた」のように「君が代」を歌わせることは、国家が「日の丸・君が代」への愛着を刷り込み、幼児の心を国家に都合よく操作することになりかねず、憲法19条の「思想及び良心の自由」に反します。

また、外国籍の子どもや在日外国人の子どもたちを受け入れている保育所や幼稚園もあります。そのような子どもたちにまで、一方的に「日の丸・君が代」を押し付けることになり、グローバル化する国際社会の一員としての対応に反します。特に、アジア諸国の出身者にとっては、日本

の侵略戦争のシンボルであった「日の丸・君が代」に拒否感を抱く方々もおられます。そういう方々に対する配慮が必要ではないでしょうか。

さらに、私立も対象とされていますが、様々な信仰に基づく保育や教育を行っている施設において、「日の丸・君が代」に「親しませる」ことは、憲法 20 条の「信教の自由」を犯すこととなります。キリスト者である私たちは、私たちの救い主であるイエス・キリストの父なる神のみを唯一の神として信仰していますので、天皇を「君」として崇める「君が代」を歌うことも、「日の丸」に対して起立し礼をすることもしたくないし、させたくもないのです。仮にそれを「社会的儀礼」「習俗的行為」として形だけ合わせればよいとされましても、戦時中に神社参拝を強要されたように、私たちにとりましてそれは、私たちの信仰する神以外のものに対する礼拝行為の強要となるのです。

旧約聖書には、バビロニア帝国に滅ぼされたイスラエルの民が捕囚として連れて行かれた先で、バビロニア王が立てた金の像をひれ伏して拝むよう強要され、もし拝まない場合は火の燃える炉に投げ込むと脅された時の出来事が記録されています。その時、ある者たちは、「もし、そうなれば、私たちの仕える神は、火の燃える炉から私たちを救い出すことができます。・・・しかし、もしそうでなくても、王よ、ご承知ください。私たちはあなたの神々に仕えず、あなたが立てた金の像を拝むこともしません」（ダニエル書 3:17,18）と答えました。これまで、「日の丸・君が代」問題で処分を受けたキリスト者教諭たちや保護者としての私たちも、そのような思いで「日の丸」への敬礼や「君が代」の起立斉唱を拒んできたのです。

以上の理由から私たちは、保育所および幼稚園で「国旗」「国歌」に親しむと明記された、このたびの保育所保育指針および幼稚園教育要領の決定に強く抗議し、早期の見直しを求めます。